

5・1 水先問題

2023年2月に国土交通省海事局主催の「水先人の人材確保・育成に関する検討会」で取り纏められた「第四次とりまとめ」に掲げられた水先人の安定的な確保・養成と円滑かつ安全な水先業務維持を確認するため、2023年度から国交省海事局/日本水先人会連合会/船協による「三者による連絡会」を新たに立ち上げ、従来から実施している日本水先人会連合会/船協による「船協・連合会業務連絡会」と共に年2回開催した。なお、第1回および第2回「三者による連絡会」の内容は、2024年3月に書面開催された第22回「水先人の人材確保・育成に関する検討会」にて報告された。

今後数年間は高齢水先人の廃業者数が増え、中小規模水先区等における後継者の不足も見込まれているが、特に中小規模水先区の水先人不足への対策は、水先人の中小水先区間の相互派遣と5大水先区から中小水先区への派遣により5大水先区を除く29区全ての水先区で支援が実施されていることを確認した。

日本水先人会連合会事務所内に設置された操船シミュレータが主として中小水先区水先人の安全な水先業務維持に供されていることを確認した。

2023年度から2025年度までの3年間は、二級水先人は毎年2人、三級水先人は毎年2人+ α が水先人候補者の支援対象者となったが、海技振興センター主催の「水先人養成に関する総合事業検討委員会」、および、各級水先人の「選考に関する専門会議」を通じ、的確に水先人の確保・育成が行われていることを確認した。

添付

- ① [第1回三者による連絡会（資料）](#)
- ② [第2回三者による連絡会（資料）](#)

第1回三者による連絡会

日 時 令和5年8月31日（木）10:00～11:00
場 所 日本船主協会 役員会議室（海運ビル5階）

議 題

	ページ
1. 出席者	1
2. 三者による連絡会（運営要領）	2
3. 不適切運航の事例	4
4. 品位欠如の事例	5
5. 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料	6
6. 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況	9

1. 出席者（敬称略）

国土交通省海事局海技課

岡村 努 水先業務調整官
新藤 諄樹 水先係官
中島 華子 水先係官

一般社団法人日本船主協会

遠藤 英明 水先幹事会幹事長・川崎汽船 安全品質管理グループ長
落岩 和彦 同幹事・飯野海運 海務部長
金丸 博 同幹事（代理）・NSユナイテッド海運
安全・品質管理チームリーダー
和田 協一 同幹事・ENEOSオーシャン 執行役員 海務部長
伊藤 寿訓 同幹事・川崎汽船 経営企画グループ
船協秘書チーム チーム長代理
佐々木将雄 同幹事・商船三井 海上安全部長
中島 章 同幹事・商船三井 経営企画部 グループ経営チーム
チームエキスパート
春名 克彦 同幹事・日本郵船 執行役員 海務グループ長
盆子原 涉 同幹事・日本郵船 企画グループ 調査役
越水 豊 常務理事

日本水先人会連合会

黒田 富治 水先業務研究委員会委員長・東京湾水先人
鈴木 勝朗 同委員長代理・大阪湾水先人
水野 弘之 同委員・伊勢三河湾水先人
木下 健 同委員・内海水先人
松本 勝 同委員・関門水先人
阪本 敏章 専務理事
吉野 高広 常務理事
今田 敦朗 業務部長
栗原 拓也 業務部職員

令和5年8月31日

三者による連絡会について

1. 目的

本連絡会は、安全かつ円滑な水先業務の確保、並びに、水先人派遣支援体制の整備等に資することを目的とし、必要な意見交換及び情報共有を行うために開催する。

2. 開催要領

(1) 出席者

国交省：海事局海技課（オブザーバー）

船協：港湾委員会水先幹事会幹事

連合会：水先業務研究委員会委員

(2) 開催頻度

一定間隔の定期開催とする。

注 原則2回／年とし、必要に応じ、出席者において調整の上、変更できるものとする。

(3) 開催場所

船協と連合会で交互に会議室を提供する。

(4) 連絡会記録

出席者において確認の上、必要がある場合には記録する。

3. 連絡会における情報交換内容

①不適切運航の事例

- ・船協及び連合会から提出する。
- ・資料には、事例の概要（発生日及び水先区を含む。）、水先人会の措置、再教育訓練又は業務制限の措置を講じた場合の内容・業務復帰プロセスを示すこととする。

②品位欠如の事例

- ・船協及び連合会から提出する。
- ・資料には、事例の概要（発生日及び水先区を含む。）、水先人会の措置、再教育訓練又は業務制限の措置を講じた場合の内容・業務復帰プロセスを示すこととする。

- ③不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料
 - ・連合会から提出する。
- ④水先人派遣支援の実施状況
 - ・連合会から提出する。
- ⑤水先類似行為水域の安全及び後継者に関する相談
 - ・水先類似行為水域（水先人以外の類似行為者）の安全及び後継者に関する相談については、船協から提出する。
 - ・連合会においては、船協からの相談を受け、必要に応じ、水先行為を熟知した者によるアドバイスの実施、又は、水先行為を熟知した者による支援の実施について協力する。

以上

3. 不適切運航の事例 対象期間: 令和4年12月21日～同5年7月20日

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和5年3月6日	伊勢三河湾	【異常接近】 離棧時、岸壁付近は狭く浅所もあるため、後進で十分に引出し、広い海域での回頭が必要なところ、回頭開始が早く、その後の速力も早くなり別の棧橋に接近した。	注意 (会員に注意喚起)	—
2	令和5年4月14日	東京湾	【速力過大】 入港時、過大なアプローチ速力により棧橋に接近し陸側作業員に不安を与えた。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
3	令和5年2月6日	東京湾	【経路不適切】 出港時、規定されている航法以外で航行して錨地に向かったことにより、バースマスターから指摘を受けることとなった。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
4	令和5年4月28日	東京湾	【経路不適切】 湾内航行時、規定されている航法以外で航行したことにより、マーチスから指摘を受けることとなった。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
5	令和5年6月23日	東京湾	【経路不適切】 離棧時、強潮流の圧流により平行離棧距離が足りない状態で主機を使用したことにより、バースマスターから指摘を受けることとなった。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。

措置の種類(レベル): ①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「嚴重注意」、④「注意」

(①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)

4. 品位欠如の事例 対象期間:令和4年12月21日～同5年7月20日

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和5年6月5日	大阪湾	【コミュニケーション不足】 事前の説明不足で、離岸直後の回頭方法及びコース選定において、本船船長と意見が食い違ったが、最終的には船長の意見に従った。	注意 (会員に注意喚起)	—

5. 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料

不適切運航

令和5年7月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
異常接近	62	11	8	14	12	9	8	
-東京湾	28	5	2	9	4	5	3	
-伊勢三河湾	11	1	3		2	1	4	
-大阪湾	9	3		1	2	2	1	
-内海	9	1	2	2	3	1		
-関門	3	1		2				
-その他	2		舞鶴1		清水1			
速力過大	11	3		2	5			1
-東京湾	6	2			3			1
-伊勢三河湾	2	1		1				
-大阪湾								
-内海	3			1	2			
-関門								
着岸位置等不適切	6		3			3		
-東京湾	2		1			1		
-伊勢三河湾	1					1		
-大阪湾								
-内海	3		2			1		
-関門								
経路不適切	16			4	4	4	2	2
-東京湾	7			1	1	2	1	2
-伊勢三河湾	6			2	2	1	1	
-大阪湾								
-内海	1				1			
-関門	2			1		1		
係留方法不適切	2			1	1			
-東京湾	1				1			
-伊勢三河湾								
-大阪湾								
-内海	1			1				
-関門								
合計	97	14	11	21	22	16	10	3
-東京湾	44	7	3	10	9	8	4	3
-伊勢三河湾	20	2	3	3	4	3	5	
-大阪湾	9	3		1	2	2	1	
-内海	17	1	4	4	6	2		
-関門	5	1		3		1		
-その他	2		舞鶴1		清水1			

注 令和5年度は同年7月20日現在

品位欠如

令和5年7月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不適切態度	7	1	2	2	1	1		
- 東京湾	4			2	1	1		
- 伊勢三河湾	2		2					
- 大阪湾								
- 内海	1	1						
- 関門								
応招時刻遅延	9	1	1	1	4		2	
- 東京湾								
- 伊勢三河湾	6	1	1		4			
- 大阪湾								
- 内海	2						2	
- 関門	1			1				
コミュニケーション不足	4			1	1		1	1
- 東京湾								
- 伊勢三河湾								
- 大阪湾	2						1	1
- 内海	2			1	1			
- 関門								
水先艇乗船遅延	1	1						
- 東京湾								
- 伊勢三河湾	1	1						
- 大阪湾								
- 内海								
- 関門								
合計	21	3	3	4	6	1	3	1
- 東京湾	4			2	1	1		
- 伊勢三河湾	9	2	3		4			
- 大阪湾	2						1	1
- 内海	5	1		1	1		2	
- 関門	1			1				

注 令和5年度は同年7月20日現在

海難事故

令和5年7月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
衝突	15		4	5	2	3	1	
単独衝突	29	11	6	3	5	1	2	1
施設等損傷	12	4	4			2	2	
乗揚げ・船底接触	7	1		4	1	1		
合計	63	16	14	12	8	7	5	1

注 令和5年度は同年7月20日現在

業務隻数（国交省確定値）	—	163,693	161,094	154,545	138,248	143,607	144,980	—
海難件数／業務隻数	—	0.010%	0.009%	0.008%	0.006%	0.005%	0.003%	—

業務隻数／海難件数	—	10,231	11,507	12,879	17,281	20,515	28,996	—
-----------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

→約1.0万隻に1件の事故

→約2.9万隻に1件の事故

6. 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況

令和5年9月1日

水先人の後継者確保が困難な水先人会の業務実施体制を確保するため、全国の水先人会及び水先人各位の理解と協力を得て、近隣水先区及び大規模水先区からの派遣支援（支援体制の整備）を行っている。

現在の派遣支援の状況及び今後の複数免許取得計画は次のとおり。

（1）水先人派遣支援の状況（別紙参照）

- ・複数免許取得者の累計数　： 96人（3水先区の免許取得者9人を含む。）
- ・派遣支援への協力者数　　： 59人
- ・支援体制整備済みの水先区： 29水先区（相互支援を含む。）

（2）今後の複数免許取得計画

○令和5年度後期課程

- ・函館水先区の複数免許
 - ・酒田　　　　　　　　〃
 - ・佐世保　　　　　　　〃
 - ・細島　　　　　　　　〃
- 4区

水先人派遣支援体制の状況

令和5年9月1日

地区/水先人会	近隣水先区の相互支援 (スポット支援)	大規模区等からの派遣支援 (スポット/滞在支援)
①北海道 釧路、苫小牧、室蘭、 函館、小樽、留萌	苫小牧 (1) ⇔ 室蘭 (1) 苫小牧 (1) → 留萌 苫小牧 (1) → 函館 室蘭 (1) ⇔ 小樽 (1) 小樽 (1) → 釧路 小樽 (1) ⇔ 留萌 (1) 留萌 (1) → 釧路	東京湾 (1) → 釧路
②東北 八戸、釜石、仙台湾、 小名浜、鹿島	八戸 (2) ⇔ 釜石 (1) 仙台湾 (1) ⇔ 釜石 (1) 小名浜 (2) → 釜石 鹿島 (2) → 釜石 鹿島 (1) → 小名浜	東京湾 (1) → 八戸 東京湾 (1) → 仙台湾 東京湾 (1) → 鹿島
③日本海 秋田船川、酒田、 新潟、伏木、七尾、 舞鶴、境	酒田 (1) → 秋田船川 新潟 (1) → 酒田 新潟 (1) → 伏木 伏木 (1) ⇔ 七尾 (1)	東京湾 (1) ※ → 酒田 大阪湾 (1) → 新潟 大阪湾 (1) → 七尾 大阪湾 (1) → 舞鶴 内海 (1) → 舞鶴 大阪湾 (1) → 境 内海 (1) → 境
④東海近畿 田子の浦、清水、 和歌山下津、小松島	清水 (2) → 田子の浦 和歌山下津 (3) → 小松島	東京湾 (2) → 田子の浦 伊勢三河湾 (1) → 田子の浦 伊勢三河湾 (1) → 清水 内海 (1) → 和歌山下津 内海 (1) → 小松島
⑤九州 博多、佐世保、長崎、 島原海湾、細島、 鹿児島、那覇	佐世保 (1) → 長崎 那覇 (1) → 長崎 博多 (1) → 鹿児島	東京湾 (1) → 博多 東京湾 (1) ※ → 長崎 内海 (1) → 長崎 関門 (2) → 島原海湾 内海 (1) → 細島 東京湾 (1) → 鹿児島 内海 (2) → 那覇

() : 支援水先人の人数、 ※ : 滞在型支援

第2回三者による連絡会

日 時 令和6年2月22日（木）13:00～13:30
場 所 日本水先人会連合会 会議室（海事センタービル6階）

議 題

	ページ
1. 出席者	1
2. 不適切運航の事例	2
3. 品位欠如の事例	3
4. 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料	4
5. 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況	7
6. その他	
○「適正な飲酒対策」について	9
7. 参考資料	
○三者による連絡会（運営要領）	11

1. 出席者（敬称略）

国土交通省海事局海技課

岡村 努	水先業務調整官
新藤 諄樹	水先係官
森永 亮子	水先係官

一般社団法人日本船主協会

遠藤 英明	水先幹事会幹事長・川崎汽船	安全品質管理グループ長
野中 大世	飯野海運	海務部船員課長（代理出席）
齊藤 哲也	同幹事・NSユニテッド海運	安全管理グループ 海務チームリーダー
和田 協一	同幹事・ENEOSオーシャン	執行役員 海務部長
伊藤 寿訓	同幹事・川崎汽船	経営企画グループ 船協秘書チーム チーム長代理
春名 克彦	同幹事・日本郵船	執行役員 海務グループ長
増富 聡司	日本郵船	調整チーム長（オブザーバー出席）
越水 豊	常務理事	

日本水先人会連合会

黒田 富治	水先業務研究委員会委員長・東京湾水先人
鈴木 勝朗	同委員長代理・大阪湾水先人
水野 弘之	同委員・伊勢三河湾水先人
木下 健	同委員・内海水先人
松本 勝	同委員・関門水先人
阪本 敏章	専務理事
吉野 高広	常務理事
今田 敦朗	業務部長
栗原 拓也	業務部職員

2. 不適切運航の事例 対象期間: 令和5年7月21日～同年12月20日

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和5年8月22日	東京湾	【異常接近】 予定針路が交差する両船(A号・B号)が、出航時、近接した互いの航路からほぼ同時刻に各防波堤を通過した。その後、相互の意思疎通が確実に図られなかったため両船が接近することとなり、A号が左転避航した。	厳重注意(両水先人) (会員に注意喚起)	—
2	令和5年10月5日	伊勢三河湾	【異常接近】 離岸時、強い向岸風により、船体を岸壁から十分に離せず、隣接する岸壁に着岸中の他船に異常接近した。	厳重注意 (会員に注意喚起)	—
3	令和5年11月1日	伊勢三河湾	【異常接近】 入港時、後続船の速力に気を取られたことで通常よりも早い速力で右転し、主機後進としたが十分に減速できず、岸壁南側の10m等深線に異常接近した。	厳重注意 (会員に注意喚起)	—
4	令和5年12月13日	伊勢三河湾	【異常接近】 航行中、低速船を追い越すために計画よりやや速力が早く、回頭角速度が計画どおりに得られず、ブイに異常接近した。	厳重注意 (会員に注意喚起)	—

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。

措置の種類(レベル): ①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「厳重注意」、④「注意」

(①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)

3. 品位欠如の事例 対象期間: 令和5年7月21日～同年12月20日

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
	事例なし				

4. 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料

不適切運航

令和6年2月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
異常接近	66	11	8	14	12	9	8	4
-東京湾	29	5	2	9	4	5	3	1
-伊勢三河湾	14	1	3		2	1	4	3
-大阪湾	9	3		1	2	2	1	
-内海	9	1	2	2	3	1		
-関門	3	1		2				
-その他	2		舞鶴1		清水1			
速力過大	11	3		2	5			1
-東京湾	6	2			3			1
-伊勢三河湾	2	1		1				
-大阪湾								
-内海	3			1	2			
-関門								
着岸位置等不適切	6		3			3		
-東京湾	2		1			1		
-伊勢三河湾	1					1		
-大阪湾								
-内海	3		2			1		
-関門								
経路不適切	16			4	4	4	2	2
-東京湾	7			1	1	2	1	2
-伊勢三河湾	6			2	2	1	1	
-大阪湾								
-内海	1				1			
-関門	2			1		1		
係留方法不適切	2			1	1			
-東京湾	1				1			
-伊勢三河湾								
-大阪湾								
-内海	1			1				
-関門								
合計	101	14	11	21	22	16	10	7
-東京湾	45	7	3	10	9	8	4	4
-伊勢三河湾	23	2	3	3	4	3	5	3
-大阪湾	9	3		1	2	2	1	
-内海	17	1	4	4	6	2		
-関門	5	1		3		1		
-その他	2		舞鶴1		清水1			

注 令和5年度は同年12月20日現在

品位欠如

令和6年2月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不適切態度	7	1	2	2	1	1		
- 東京湾	4			2	1	1		
- 伊勢三河湾	2		2					
- 大阪湾								
- 内海	1	1						
- 関門								
応招時刻遅延	9	1	1	1	4		2	
- 東京湾								
- 伊勢三河湾	6	1	1		4			
- 大阪湾								
- 内海	2						2	
- 関門	1			1				
コミュニケーション不足	4			1	1		1	1
- 東京湾								
- 伊勢三河湾								
- 大阪湾	2						1	1
- 内海	2			1	1			
- 関門								
水先艇乗船遅延	1	1						
- 東京湾								
- 伊勢三河湾	1	1						
- 大阪湾								
- 内海								
- 関門								
合計	21	3	3	4	6	1	3	1
- 東京湾	4			2	1	1		
- 伊勢三河湾	9	2	3		4			
- 大阪湾	2						1	1
- 内海	5	1		1	1		2	
- 関門	1			1				

注 令和5年度は同年12月20日現在

海難事故

令和6年2月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
衝突	17		4	5	2	3	1	2
単独衝突	31	11	6	3	5	1	2	3
施設等損傷	14	4	4			2	2	2
乗揚げ・船底接触	7	1		4	1	1		
合計	69	16	14	12	8	7	5	7

注 令和5年度は同年12月20日現在

業務隻数（国交省確定値）	—	163,693	161,094	154,545	138,248	143,607	144,981	—
海難件数／業務隻数	—	0.010%	0.009%	0.008%	0.006%	0.005%	0.003%	—

業務隻数／海難件数	—	10,231	11,507	12,879	17,281	20,515	28,996	—
-----------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

↓
約1.0万隻に1件の事故

↓
約2.9万隻に1件の事故

5. 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況

令和6年2月16日

水先人の後継者確保が困難な水先人会の業務実施体制を確保するため、全国の水先人会及び水先人各位の理解と協力を得て、近隣水先区及び大規模水先区からの派遣支援（支援体制の整備）を行っている。

現在の派遣支援の状況及び今後の複数免許取得計画は次のとおり。

（1）水先人派遣支援の状況（別紙参照）

- ・複数免許取得者の累計数　：100人
- ・派遣支援への協力者数　　：62人
- ・支援体制整備済みの水先区：29水先区（相互支援を含む。）

（2）令和6年度前期の複数免許取得計画（予定）

令和4年度において、感染症の流行など非常時においても水先業務の実施に支障が生じることがないように中小規模水先区（29区）のすべてに複数免許取得による派遣支援体制を整備したが、令和6年度（前期）においても、次のとおり複数免許を取得して支援体制を拡充する予定である。

- ・境　　水先区の複数免許
- ・島原海湾　〃
2区

水先人派遣支援体制の状況

令和6年2月16日

地区/水先人会	近隣水先区の相互支援 (スポット/滞在支援)	大規模区等からの派遣支援 (スポット/滞在支援)
①北海道 釧路、苫小牧、室蘭、 函館、小樽、留萌	苫小牧 (1) ⇄ 室蘭 (1) 苫小牧 (1) → 留萌 苫小牧 (1) → 函館 室蘭 (1) ⇄ 小樽 (1) 小樽 (1) ⇄ 留萌 (1) ※ 留萌 (1) → 釧路 留萌 (1) → 函館	東京湾 (1) → 釧路
②東北 八戸、釜石、仙台湾、 小名浜、鹿島	八戸 (2) ⇄ 釜石 (1) 仙台湾 (1) ⇄ 釜石 (1) 小名浜 (2) → 釜石 鹿島 (2) → 釜石 鹿島 (1) → 小名浜	東京湾 (1) → 八戸 東京湾 (1) → 仙台湾 東京湾 (1) → 鹿島
③日本海 秋田船川、酒田、 新潟、伏木、七尾、 舞鶴、境	酒田 (1) ⇄ 秋田船川 (1) 新潟 (1) → 酒田 新潟 (1) → 伏木 伏木 (1) ⇄ 七尾 (1)	東京湾 (1) ※ → 酒田 大阪湾 (1) → 新潟 大阪湾 (1) → 七尾 大阪湾 (1) → 舞鶴 内海 (1) → 舞鶴 大阪湾 (1) → 境 内海 (1) → 境
④東海近畿 田子の浦、清水、 和歌山下津、小松島	清水 (2) → 田子の浦 和歌山下津 (3) → 小松島	東京湾 (2) → 田子の浦 伊勢三河湾 (1) → 田子の浦 伊勢三河湾 (1) → 清水 内海 (1) → 和歌山下津 内海 (1) → 小松島
⑤九州 博多、佐世保、長崎、 島原海湾、細島、 鹿児島、那覇	佐世保 (1) → 長崎 那覇 (1) → 長崎 博多 (1) → 鹿児島	東京湾 (1) → 博多 東京湾 (1) ※ → 長崎 内海 (1) → 佐世保 内海 (1) → 長崎 関門 (1) ※ → 島原海湾 関門 (1) → 島原海湾 内海 (2) → 細島 東京湾 (1) → 鹿児島 内海 (2) → 那覇

() : 支援水先人の人数、 ※ : 滞在型支援

6. その他

○「適正な飲酒対策」について

・第1回三者による連絡会における船協側からの意見

- － 0.15 mg/L という基準は今の世の中に合わないのではないかと思う。陸上の運輸業界では0.00 mg/L という厳格な基準で、しかも必ず対面での確認をしていると聞いている。同様な基準としていかなければきちんと守って業務されている方にも迷惑がかかると思う。

・連合会からの説明

- － 連合会では、以前から「業務開始前8時間の飲酒禁止」を理事会で決議し、全水先人がそれを遵守してきたところであるが、2019年、交通輸送モードにおける飲酒に係る安全対策強化への関心が高まる中、海運分野においても飲酒に係る不適切事案が発生したことから、当該決議（以下、「適正な飲酒対策」という。）を次のとおり見直し、「酒気を帯びての水先業務禁止」を徹底してきたところで、これまで酒気を帯びての水先業務実施は確認されていない。

「適正な飲酒対策」

：酒気を帯びて（呼気1リットル中のアルコール濃度0.15ミリグラム以上の状態で）の水先業務禁止及び水先業務開始前のアルコール検知器を使用した検査の実施

- － しかし、前回の連絡会等において、水先人が船長から「酒気帯び」との嫌疑を受ける事例について照会があったことから、「酒気を帯びての水先業務禁止」の一層の明確化を図るため、次のとおり「適正な飲酒対策」の見直しを行った。

- － なお、「酒気を帯びての水先業務禁止」とは、薬の服用や喫煙などアルコール以外の要因でアルコール濃度が検出される可能性もあるが、その場合は、一定時間をおいて再検査を実施し、それでも検出されれば、船長に不安を与えることがないように水先業務の実施を自粛することを含むものである。

「適正な飲酒対策」（見直し後）

：酒気を帯びての水先業務禁止、並びに、水先業務開始前のアルコール検知器（社会的に有効性が認められているもの）を使用した検査の実施及びその時刻と結果のパイロットインフォメーションカードへの記入

- 今回の見直しにより、次の疑念等が解消され则认为している。
 - : 「酒気帯び」状態を明確にするために用いた0.15という数値が、その数値未満であれば、業務を行えるかのような誤解
 - : 水先業務開始前のアルコール検知器を使用した検査は実施しているものの、大部分の水先人会（水先人）は、その結果を船長に提示してこなかったことから、本当に検査を実施しているかの疑問
 - : 社会的に有効性が認められるアルコール検知器（適切に保守・管理されたもの）を使用して検査を実施することによる誤表示の防止
- また、本船上において、船長からアルコール検知器（本船の検知器、又は水先人が持参した検知器）を使用した検査の受検の求めがあれば、それに応じることとしている。

三者による連絡会について（運営要領）

1. 目的

本連絡会は、安全かつ円滑な水先業務の確保、並びに、水先人派遣支援体制の整備等に資することを目的とし、必要な意見交換及び情報共有を行うために開催する。

2. 開催要領

(1) 出席者

国交省：海事局海技課（オブザーバー）

船 協：港湾委員会水先幹事会幹事

連合会：水先業務研究委員会委員

(2) 開催頻度

一定間隔の定期開催とする。

注 原則2回／年とし、必要に応じ、出席者において調整の上、変更できるものとする。

(3) 開催場所

船協と連合会で交互に会議室を提供する。

(4) 連絡会記録

出席者において確認の上、必要がある場合には記録する。

3. 連絡会における情報交換内容

①不適切運航の事例

- ・船協及び連合会から提出する。
- ・資料には、事例の概要（発生日及び水先区を含む。）、水先人会の措置、再教育訓練又は業務制限の措置を講じた場合の内容・業務復帰プロセスを示すこととする。

②品位欠如の事例

- ・船協及び連合会から提出する。
- ・資料には、事例の概要（発生日及び水先区を含む。）、水先人会の措置、

再教育訓練又は業務制限の措置を講じた場合の内容・業務復帰プロセスを示すこととする。

③不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料

・連合会から提出する。

④水先人派遣支援の実施状況

・連合会から提出する。

⑤水先類似行為水域の安全及び後継者に関する相談

・水先類似行為水域（水先人以外の類似行為者）の安全及び後継者に関する相談については、船協から提出する。

・連合会においては、船協からの相談を受け、必要に応じ、水先行為を熟知した者によるアドバイスの実施、又は、水先行為を熟知した者による支援の実施について協力する。

以上